

公益財団法人ふくしま自治研修センター調査研究支援事業実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ふくしま自治研修センター定款第4条第3号及び第4号に規定する事業（以下これらを「調査研究支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施の原則)

第2条 調査研究支援事業の実施に当たっては、県内地方自治体等（福島県、福島県内の市町村及び市町村で構成する協議会等をいう。以下同じ。）の政策形成を的確に支援するという役割を果たすため、研修事業と密接な連携を図りながらその効果が最大限に発揮されるよう努めるものとする。

(事業区分)

第3条 調査研究支援事業は、自治体調査研究の支援、政策研究会等の開催、講師の派遣等及び情報提供に区分する。

2 自治体調査研究の支援は、県内地方自治体等が抱える課題解決に向けた取組みを側面的に支援するため、県内地方自治体等の求めに応じ、次に掲げる事業を実施する。

(1) 自治体調査研究支援事業

県内地方自治体等が実施する調査研究事業に対し、企画段階から専門アドバイザーによる助言・指導を行う。

(2) 共同調査研究事業

県内地方自治体等から調査研究テーマを募集し、ふくしま自治研修センター（以下「研修センター」という。）と共同で調査研究を行う。

3 政策研究会等の開催は、前条の役割を果たすため、専門家による講義等を通して政策課題に対する認識を深め、課題解決に向けた意欲の喚起と手法の習得を図ることを目的として実施する。

4 講師の派遣等は、県内地方自治体等が実務における政策形成能力の向上を目的として実施する取組みを支援するために、その求めに応じて次に掲げる事業を実施する。

(1) 講師派遣事業（政策形成分野）

県内地方自治体等が独自に実施する研修や研究の効果を高めるため、研修講師を派遣する。

(2) 自主研究グループ支援事業

自治体職員が自主的に組織した研究グループに対して、求めに応じて助言・指導を行う。

5 情報提供は、県内地方自治体等の関心が高いテーマについての県内市町村事業や先進事例などを情報収集し、提供することにより、県内地方自治体等の政策形成を側面

的に支援することを目的として実施する。

(実施計画の作成)

第4条 研修センター所長（以下「所長」という。）は、毎年2月末日までに翌年度の調査研究支援事業の実施計画を作成する。

(事業の募集と決定)

第5条 所長は、県内地方自治体等に対して調査研究支援事業の募集を行う。

2 所長は、調査研究支援事業の申出があった場合には、事業の適合性、予算、要員などを検討の上、適当と認めた場合にはこれを決定する。

3 所長は、前項の決定をしたときは、速やかに、県内地方自治体等の長に通知するものとする。

4 当該県内地方自治体等の長は、前項の決定通知後に変更等の必要が生じたときには、速やかに所長に変更を申し出るものとする。

5 所長は、前項の申出があった場合において、その理由がやむを得ないと認めた場合には、変更の決定をし、その旨を県内地方自治体等の長に通知する。

(費用の負担)

第6条 調査研究支援事業の実施に要する県内地方自治体等の費用負担については、第3条の事業区分に応じ、原則として次に掲げるところによる。

(1) 自治体調査研究支援事業については、助言・指導は無料とし、調査研究に必要な実費及びアドバイザーの派遣を必要とする場合の旅費は助言指導を受ける県内地方自治体等の負担とする。

(2) 共同調査研究事業については、調査研究に必要な経費を県内地方自治体等と研修センターで各々負担する。なお、共通的な経費の負担区分は協議による。

(3) 講師派遣事業については、研修センター講師については謝金は不要とし、派遣旅費は県内地方自治体等の負担とする。なお、自主研究グループ支援事業についての派遣旅費は、研修センターの負担とする。

(4) 前各号に掲げる経費以外の費用負担については、当該県内地方自治体等と研修センターとの協議により決定する。

(滞在型の調査研究)

第7条 自治体調査研究支援事業及び共同調査研究事業を効果的・効率的に行うために必要と認められる場合は、研修センターの施設を利用（宿泊利用も含む。）することができる。ただし、宿泊利用は舎監が勤務する研修のある日に限るものとする。

2 前項の場合における宿泊に伴う経費（光熱水費は除く。）は、県内地方自治体等で負担するものとし、その額は研修の場合に準ずる。

(施設利用者の規律)

第8条 調査研究で研修センターの施設を利用する県内地方自治体等の職員は、所長の定

める規律に従い、調査研究に専念しなければならない。

- 2 所長は、調査研究で研修センターの施設を利用する県内地方自治体等の職員が規律に違反するなど不適切な行為が認められる場合には、県内地方自治体等の長と協議の上、退所させることができる。

(共同調査研究事業の成果利用)

第9条 共同調査研究事業の成果を利用する権利は、県内地方自治体等と研修センター双方が有する。

- 2 県内地方自治体等が共同調査研究事業の成果を利用して地域政策を行う場合は、所長の許諾は必要としない。

- 3 研修センターは、県内自治体職員の政策形成能力向上のために共同調査研究事業の内容を公表するとともに、その成果を研修センターで実施する研修に活用するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、調査研究支援事業の運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人ふくしま自治研修センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。